

## 報告 2

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱を制定する告示について

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱を制定する告示について、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 8 月 1 9 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

## 三次市教育委員会告示第25号

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年8月4日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

### 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭学習においてICT（情報通信技術）が活用できる環境を早急に整備し、緊急時に学校が臨時休業等した場合においても、遠隔授業及び学校と家庭との連絡ができることなど、児童生徒の学びを保障することを目的として、家庭における通信環境を整備する世帯に対し、予算の範囲内において補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信環境とは、利用者側の利用条件において常時接続かつ無制限での利用を可能とするインターネット接続サービスをいう。
- (2) 家庭内とは、児童生徒が家庭学習を行う自宅のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和2年度の6月1日以降かつ補助金の請求を行う時点で、三次市立小学校に在籍する児童又は三次市立中学校に在籍する生徒の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者をいう。）とし、家庭に通信環境が整備されていない世帯で、当該年度の6月1日から3月31日までに、通信事業者とインターネット通信サービスの契約をする世帯とする。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、家庭内に通信環境を新たに整備する際、必要となる初期経費及び当該年度の3月31日までの通信費とする。

2 補助金の額は、前項の交付対象経費の10分の10以内とし、上限10,000円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。ただし、補助金の交付は、同一の世帯につき、1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付申請書（様式第1号）を、当該年度の9月30日までに教育委員会に提出しなければならない。また、9月30日以降の転入生については、随時受付を行う。

（交付決定）

第6条 教育委員会は、前条に定める交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（整備の中止）

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた整備を中止しようとするときは、速やかに三次市家庭学習支援のための通信環境整備中止承認申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三次市家庭学習支援のための通信環境整備中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第8条 申請者は、整備完了後当該年度の3月31日までに、三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金実績報告書（様式第5号）及び三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に請求するものとする。

- (1) 本人確認書類（運転免許証等の写し）
  - (2) 振込口座確認書（口座番号が分かる通帳の写し又はキャッシュカードの写し）
  - (3) 契約や経費の分かる次のいずれかの書類
    - ア インターネット契約の場合は、契約内容（サービス内容と開始日）が記載されたものの写し
    - イ 無線通信機器等の購入の場合は、機器名称、購入金額、購入日、購入店舗が記載されたものの写し
- （補助金の交付）

第9条 教育委員会は、前条の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（備付帳簿等）

第10条 教育委員会は、補助対象に関する金銭出納簿等の帳簿を備付け、証拠書類とともに整備し、10年間保存しておかななければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

児童生徒名 \_\_\_\_\_ (三次市立 学校)

\_\_\_\_\_ (三次市立 学校)

\_\_\_\_\_ (三次市立 学校)

私は、三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱第3条に定める補助対象者に該当しますので、同要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

<契約サービス（予定）>

会社名

<留意点>

- (1) この申請書を別途定める期日までに三次市教育委員会に提出してください。
- (2) 申請書と実績報告書に記載された会社名は違って構いません。
- (3) 申請の結果、不承認となった場合は、補助金の交付対象とはなりません。
- (4) スマートフォンの契約は、対象とはなりません。
- (5) 虚偽の申請をした場合は、補助金の交付対象とはなりません。

様式第2号（第6条関係）

指令 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

三次市教育委員会教育長 印

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金について、次のとおり交付します。

交付決定額 \_\_\_\_\_円

様式第3号（第7条関係）

三次市家庭学習支援のための通信環境整備中止承認申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

児童生徒名 \_\_\_\_\_

在籍校 三次市立 \_\_\_\_\_ 学校

(児童生徒名は、長子のみを記入してください。)

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた三次市家庭学習  
支援のための通信環境整備を中止したいので、申請します。

中止する理由

.....

.....

.....


.....

.....

様式第4号（第7条関係）

指令 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

三次市教育委員会教育長 

三次市家庭学習支援のための通信環境整備中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市家庭学習支援のための通信  
環境整備の中止について、承認したので通知します。



様式第5号（第8条関係）

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金実績報告書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

児童生徒名 \_\_\_\_\_

在籍校 三次市立 \_\_\_\_\_ 学校

(児童生徒名は、長子のみを記入してください。)

年 月 日付け第 号により、交付決定を受けた三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金の実績を、次のとおり、関係書類を添えて報告します。

契約先	
提出書類	○契約や経費が分かる次のいずれかの書類 (1) インターネット契約の場合は、契約内容（サービス内容と開始日）が記載されたものの写し (2) 無線通信機器等の購入の場合は、機器名称、購入金額、購入日、購入店舗が記載されたものの写し

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金請求書

申請者名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

児童生徒名 \_\_\_\_\_

在籍校 三次市立 \_\_\_\_\_ 学校

(児童生徒名は、長子のみを記入してください。)

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた補助金について、  
次のとおり請求します。

交付決定額	円
請求額	円
提出書類	(1) 本人確認書類（運転免許証等の写し） (2) 振込口座確認書（口座番号が分かる通帳の写し又はキャッシュカードの写し）

【振込先口座】

振込先金融機関	銀行 本店 金庫 農協 支店
預金種目	(1) 普通 (2) 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	